

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第59号

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例

(事業者又は施設の指定に係る申請者の要件)

第1条 次に掲げる法律の規定による事業者又は施設の指定に係る申請者の要件は、法人であることとする。ただし、当該申請者が規則で定める申請をする場合にあっては、この限りでない。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2項第1号(同法第24条の9第2項において準用する場合を含む。)

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項第1号(同法第38条第3項において準用する場合を含む。)

(指定介護老人福祉施設の指定に係る申請の要件)

第2条 介護保険法第86条第1項の規定による同法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定に係る申請の要件は、当該申請に係る施設の入所定員の数が30人以上であることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

健康長寿課介護支援室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第4条-第41条)

第2節 基準該当居宅介護等(第42条-第44条)

第3章 療養介護(第45条-第52条)

第4章 生活介護

第1節 生活介護(第53条-第55条)

第2節 基準該当生活介護(第56条-第58条)

第5章 短期入所

第1節 短期入所(第59条-第68条)

第2節 基準該当短期入所(第69条-第71条)

第6章 重度障害者等包括支援(第72条-第80条)

第7章 共同生活介護(第81条-第97条)

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練(第98条・第99条)

第2節 基準該当機能訓練(第100条-第102条)

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練(第103条-第105条)

第2節 基準該当生活訓練(第106条-第108条)

第10章 就労移行支援(第109条・第110条)

第11章 就労継続支援A型(第111条-第113条)

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型(第114条)

第2節 基準該当就労継続支援B型(第115条-第118条)

第13章 共同生活援助(第119条-第121条)

第14章 雜則(第122条・第123条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)

第30条第1項第2号のイ並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

(2) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

(3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。

(4) 支給決定障害者 支給決定を受けた障害者をいう。

(5) 支給決定障害者等 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者をいう。

(6) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。

(7) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

(8) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行なうものを除く。)は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。